

## 第5章 その他

### 1. 下請代金の減額

#### <基本的な考え方>

下請法では、親事業者が下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずることが禁止されている。減額は、運用基準において、以下のものが示されている。

#### 第4 親事業者の禁止行為

##### 3 下請代金の減額

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ 下請事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。

ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。

エ 親事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減ずること。

オ 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

カ 下請代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。

キ 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。

ク 下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。

ケ 毎月の下請代金の額の一定率相当額を割戻金として親事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。

等も含まれる。

なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、一の下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該下請事業者が親事業者を支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がなされ、その内容が書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意されており、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は下請代金の減額には当たらない。

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「3 下請代金の減額」より

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

#### <問題となり得る取引事例>

- ①局側で出演料を支払う契約のドラマにおいて、出演者の選定を放送局側で行ったところ、出演料が高額になった。そのことを理由として、番組製作会社への発注金額が、当初の交付書面の金額よりも減額された。
- ②A製作会社(元請け)は自社の業務として過去に収録した番組のパッケージ化を計画していた

が、当該経費が不足したため、現在当該番組パッケージ化の一部業務を孫請けで委託しているB製作会社(孫請け)に対し、契約金額からパッケージ化経費として〇〇万円差し引く旨連絡した。A製作会社(元請け)からの連絡に対し、B製作会社(孫請け)は断れず、従わざるを得なかった。

事例①は、運用基準に記載されている「取引先の都合を理由とした減額」に該当し、下請法上の問題となる。事例②は、発注時に決定した下請代金について、B製作会社の「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず、A製作会社(元請け)が発注後に減額することは、下請法上の「下請代金の減額」に該当する。

(参考)

○下請法

(親事業者の遵守事項)

第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

第4 親事業者の禁止行為

3 下請代金の減額

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

3-15 取引先の都合を理由とした減額

親事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を下請事業者に委託しているところ、顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を下請代金から差し引いた。

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「3下請代金の減額」より

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>